

法令及び会計基準の適用時期一覧（有価証券報告書・決算期別）

本資料は、今後適用が開始される法令及び会計基準について、その適用開始時期を示した一覧表です。以下の事項に留意した上で、有価証券報告書の作成にご活用ください。

- ・〇年〇月期とは、〇年〇月末日を連結決算日とする連結会計年度（1年間）を指しています。
- ・法令（別記事業に関するものは除く。）並びに企業会計基準委員会が公表した会計基準、適用指針及び実務対応報告を掲載しています。
- ・指定国際会計基準又は修正国際基準に関連する法令等は除いています。

〔2022年3月31日現在〕

項目		2022年（令和4年）										2023年（令和5年）									
		3月期	4月期	5月期	6月期	7月期	8月期	9月期	10月期	11月期	12月期	1月期	2月期	3月期	4月期	5月期	6月期	7月期	8月期	9月期	
「時価の算定に関する会計基準」等の公表																					
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（内閣府令第9号 2020年3月6日）	「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号） 「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号） 「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号） 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号） 「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第14号） 「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号）（2019年7月4日）	原則適用																			
「収益認識に関する会計基準」等の公表（注1）																					
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（内閣府令第46号 2020年6月12日）	「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号） 「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号） 「四半期財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第12号） 「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第14号） 「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号）（2020年3月31日）	原則適用																			
—	「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号）（2021年3月26日）																				
「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の改正																					
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（内閣府令第61号 2021年9月24日）	「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号）（2021年6月17日）	早期適用（注2）										原則適用（注2）									
「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」の公表																					
—	「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号）（2021年8月12日）	早期適用（注3）										原則適用（注3）									
「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」の改正																					
—	「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号）（2022年3月17日）	適用可（注4）																			

注1. 適用時期及び経過措置の内容については、Webセミナー（[会計基準等解説セミナー](#)）も併せてご覧ください。
 注2. 2022年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用するとされています。ただし、2021年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することができるとされています。また、2022年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度における年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から適用することができるとされています。

注3. 2022年4月1日以後に開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用するとされています。ただし、税効果会計に関する会計処理及び開示については、2022年3月31日以後に終了する連結会計年度及び事業年度の期末の連結財務諸表及び個別財務諸表から適用することができるとされています。
 注4. 公表日（2022年3月17日）以後適用することができるとされています。